

仕様書

1 業務名

豊田浄化センターほか2か所水質検査業務

2 実施場所

- (1) 下関市豊田町大字矢田499番地 豊田浄化センター
- (2) 下関市豊浦町大字川棚6743番地1 豊浦中部浄化センター
- (3) 下関市豊北町大字滝部1058番地1 豊北滝部浄化センター
- (4) 委託者が別途指示する木屋川、川棚川及び滑川の各指定2地点

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 実施内容

- (1) 各浄化センター及び放流先河川において、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第8条、水質汚濁防止法（昭和45年12月25日号外法律第138号）第3条及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年山口県条例第5号）に基づく流入水、放流水及び放流先河川水の水質試験並びに汚泥試験を実施する。
- (2) 受託者は、試験結果に基づき、委託者が所管する下水道の水質管理について、必要な助言を行うものとする。

5 実施方法

- (1) 浄化センターごとに「別表1測定項目」に掲げる測定項目について、次のとおり実施する。
 - ア 流入水水質試験及び放流水水質試験は、毎月2回（年間24回）実施すること。
 - イ 汚泥試験は、四半期ごとに1回（年4回）実施し、他の試験の採水日とは別日に実施し、含有量の分析については、肥料等試験法、下水汚泥分析方法（2007）等確立された方法によること。
 - ウ 放流先河川水質試験は、春季（3月～5月）及び秋季（8月～10月）に各1回（年2回）実施し、放流水水質試験の採水日に実施すること。

エ 分析方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日告示第64号。以下「告示第64号」という。）によるものとする。ただし、放流先河川水質試験については、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号。以下「告示第59号」という。）によるものとし、告示第64号及び告示第59号以外の分析方法については、日本産業機規格（JIS）K 0102、K 0125、K 0312、下水試験方法等確立された方法によること。

（2）放流水水質試験（有害物質等）については、別表2有害物質等測定項目に掲げる測定項目について、次のとおり実施する。

ア 四半期ごとに1回（年4回）、放流水水質試験の採水日に併せて実施すること。ただし、別表2の測定項目中1-4ジオキサンについては、月2回（年24回）実施する。

イ 採水場所は、放流水水質試験の採水場所と同一とすること。

ウ 1回の検体数は、1検体とする。

エ 分析方法は、告示第64号による。ただし、1-4ジオキサンについては、告示第59号による。

（3）計量証明書及び水質試験成績書に記載する報告値桁数は、有効数字2桁とする。ただし、報告下限値の桁を下回る桁については表記しないこと。

（4）報告下限値は、定量下限値とし、報告下限値未満の数値については「報告下限値未満（例：<0.001mg/L）」とする。

6 提出書類

（1）契約締結後、速やかに環境計量士（区分：濃度）選任届（様式1）及び環境計量士の免状（登録証）の写しを電子データで提出すること。

（2）月ごとの業務の成果について、実施場所ごとに次に掲げる項目を記載した計量証明書及び水質試験成績表を電子データで提出すること。

また、委託者が分析条件、検量線（相関係数含む）、クロマトグラム、濃度計算書及び定量下限値算出根拠資料等の提出を求めたときは、電子データにより速やかに提出すること。

ア 採取日時、採取場所、採取時間、天候、水温、採取者及び計量方法

イ 測定項目及び測定結果

7 実施にあたっての注意事項

- (1) 計量法（平成4年法律第51号）に定める濃度に係る計量証明の事業の登録を行っていること。
- (2) 業務に必要な分析機器、器具、試料採取容器等は受託者が準備すること。
- (3) 測定結果について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、再測定するものとする。
- (4) 委託者と業務着手前に十分な打ち合わせを行うこと。
- (5) 関係法令を遵守し、安全な業務の実施に努めること。

8 その他

- (1) 書類作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) 本仕様書で定めない事項は、その都度双方で協議の上、解決するものとする。

別表 1

測定項目

測定内容	流入水 水質試験	放流水 水質試験	活性汚泥 試験	汚泥試験	放流先河川 水質試験
一回の検体数	1	1	1	1	2
水素イオン濃度 (pH)	月 2 回	月 2 回	/	/	年 2 回
生物化学的酸素要求量 (BOD)	月 2 回	月 2 回	/	/	年 2 回
化学的酸素要求量 (COD)	月 2 回	月 2 回	/	/	/
浮遊物質量 (SS)	月 2 回	月 2 回	/	/	年 2 回
ノルマルヘキササン抽出物質含有量	/	月 2 回	/	/	/
大腸菌数	/	月 2 回	/	/	/
大腸菌数 (MF 法)	/	/	/	/	年 2 回
窒素含有量	月 2 回	月 2 回	/	/	年 2 回
燐含有量	月 2 回	月 2 回	/	/	年 2 回
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物、硝酸化合物	月 2 回	月 2 回	/	/	/
亜硝酸性窒素	/	月 2 回	/	/	/
硝酸性窒素	/	月 2 回	/	/	/
活性汚泥浮遊物資 (MLSS)	/	/	月 2 回	/	/
脱水汚泥固形分	/	/	/	年 4 回	/
溶存酸素量 (DO)	/	/	/	/	年 2 回
項目数合計	7	11	1	1	7

備考 年 4 回の測定は、4 月から 6 月を第 1 四半期とする四半期ごとに、それぞれ 1 回行うこと。

別表 2

放流水水質試験（有害物質等）測定項目

測定内容	年 4 回	月 2 回
一回の検体数	1	1
カドミウム及びその化合物	○	
シアン化合物	○	
有機リン化合物	○	
鉛及びその化合物	○	
六価クロム化合物	○	
砒素及びその化合物	○	
水銀及びアルキル水銀その他化合物	○	
アルキル水銀化合物	○	
ポリ塩化ビフェニル	○	
トリクロロエチレン	○	
テラクロロエチレン	○	
ジクロメタン	○	
四塩化炭素	○	
1, 2-ジクロロエタン	○	
1, 1-ジクロロエチレン	○	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	
1, 1, 1-トリクロロエタン	○	
1, 1, 2-トリクロロエタン	○	
1, 3-ジクロロプロペン	○	
チウラム	○	
シマジン	○	
チオベンカルブ	○	
ベンゼン	○	
セレン及びその化合物	○	
ほう素及びその化合物	○	
ふっ素及びその化合物	○	
フェノール類	○	
銅及びその化合物	○	
亜鉛及びその化合物	○	
鉄及びその化合物（溶解性）	○	
マンガン及びその化合物（溶解性）	○	
クロム及びその化合物	○	
1, 4-ジオキサン		○
項目数合計	32	1

備考 1 放流水水質試験（有害物質等）の検体採水は、放流水水質試験の採水日と同日に行うこと。

2 年 4 回の測定は、4 月から 6 月を第 1 四半期とする四半期ごとに、それぞれ 1 回行うこと。

(様式1)

令和 年 月 日

環 境 計 量 士 選 任 届

下関市上下水道事業管理者 様

所在地

商 号

代表者

豊田浄化センターほか2か所水質検査業務について、環境計量士を次のとおり
選任しましたのでお届けします。

氏 名	登録番号